

## 韓国の教師が経験する教えることの困難に関する研究 —「教権」という言葉に注目して—

申 智媛

帝京大学短期大学

**概要：**本研究は、近年韓国で社会的に高まっている「<sup>キョクウォン</sup>教権」をめぐる議論と、それに影響を及ぼす「教師の声」のダイナミクスに注目し、現代の韓国の教師が直面する困難の構造の一面を描くことを目的としている。近年、韓国では教師の権利および権威を意味する教権をめぐる問題が社会的に広く議論されており、2023年に連続的に開催された「教権保護」をテーマとする大規模な教師の集会では、特に保護者との関係を中心に教えることの困難を語る教師の声が聞かれた。教権の語られ方と教師の声の内容およびそのダイナミクスを検討した結果、点在していた教えることの困難を語る教師の声がコミュニティ・ナラティブを形成し、支配的な文化のナラティブや法律、制度そのものに影響を及ぼす様子が明らかになった。一方で、教権という言葉の再考が必要であり、保護や回復の対象という消極的な言説を超え、教師と保護者が子どものために行うコミュニケーションと教師の専門性を基盤として語られるべきであることを指摘した。

**キーワード：**韓国の教育、教育改革、教師の声、保護者との関係

### ***A Study on the Challenges Faced by Korean Teachers in Teaching — Focusing on the Concept of Kyokwon (teachers' rights/teacher authority) —***

***Jiwon Shin***

*Teikyo University Junior College*

**Abstract:** This study aims to analyze the voices of Korean teachers by focusing on the difficulties they experience in teaching and using the concept of "Kyokwon" which means "teachers' rights or teacher authority" in Korean as a key framework. In recent years, issues surrounding "Kyokwon," particularly the difficulties in the relationship between teachers and parents, have been widely debated in Korean society. Large-scale gatherings centered on "protecting Kyokwon" have highlighted the voices of teachers discussing their struggles. The analysis revealed that the previously scattered voices of teachers concerning the assurance of teaching have come together and formed a collective solidarity, influencing dominant cultural narratives as well as legal and institutional frameworks. However, the term "Kyokwon" requires reevaluation; it should not be confined to passive discourses of protection or recovery. Instead, it should be discussed on the basis of communication between teachers and parents for the benefit of children and the contemporary professionalism of teachers.

**Keywords:** Education in Korea; Educational reform; Teachers' voices; Relationship with Parents

## 1. 研究の目的

本稿の目的は、近年韓国で社会的に高まっている「<sup>キョクオン</sup>教権」をめぐる議論と、それに影響を及ぼす「教師の声」のダイナミクスに注目し、教師が経験する困難の構造の一面を描くことにある。昨今、学校と教師の役割への要求が個別化し、多様化するにつれ、多くの教師たちが増え続ける責任の重みに圧迫感を覚え、モチベーションが下がっているとされる（ハーグリーブス、2022）。これは韓国の現実であり、また世界の多くの国の学校教育が共通的に直面している状況であろう。近年、日本と韓国では、教師の過重労働や精神的疲弊による退職者の増加など、教師の教育環境や働き方をめぐる深刻な状況が報告されている。特に韓国では、2023年7月にソウル市のソイ初等学校<sup>1</sup>で勤務していた20代の女性教師が、子どもたちと生活していた教室で自ら命を絶った事件を契機に、全国の教師が「教育する権利」を求め、大規模集会を開いた。そこで多く聞かれた言葉が韓国語の「教権」である。この言葉は以前から韓国社会全般に広がり、学界、メディア、教師や保護者の言葉として使われている。本研究は、教師が学校の私事化や保護者など学校構成員とのかかわり方の変化及び教師自身の役割の変化などを経験し、教育活動を行う上で困難を覚えていることを国際的な共有課題（佐藤、2024）と認識し、特に韓国の教師の困難について、社会的な文脈に沿って考察する。

## 2. 先行研究

### (1) 韓国での「教権」の語られ方への注目

韓国で教権という言葉は、一般的に「教師の権利と権威」を指すが、さまざまな文脈と意味で用いられ、定義も一様ではない（ファン、2014）。先行研究からは、近年韓国で語られる教権には大きく3つの意味が内包されていることがわかる。第一に「教師の教育の権利」（ソウル大学教育研究所、1995）としての教権である。教師は教室で教育内容や方法を編成、実践する権利があり、児童生徒を評価し、指導する権利がある。第二に教師が専門的な職業に従事する者として、その地位や身分の尊重と保護を受ける権利を指す<sup>2</sup>。最後に教師の人権や幸福権などより広範の意味から、教師の市民活動や政治参加及び幸福な働き方を議論する際の概念としても、この言葉は用いられる（イム他、2021）。

教権の意味の幅広さを意識しつつ、本論文では、教権の今日的な使われ方の特徴として、「教権侵害」、「教権回復」という表現が多用されていることに注目したい。教権の侵害とは、「教育行政機関の者、同じ学校の教師、保護者、地域住民、児童生徒から、学校教育活動と関連して教師の教育する権利と権威を無視されたり、侵害されること」を指す（キム、2016）。侵害されるものとしての教権がクローズアップされ始めたのは、軍事独裁政権を脱した初めて民主政権である金泳三政権時代の1995年、教育の民主化を標榜し新自由主義的な教育政策が本格的に導入されてからである。また、2000年代後半李明博大統領による生徒、保護者の学校教育選択の権限の拡大以降、専門家としての教師の

---

<sup>1</sup> 日本の小学校に該当する。ソイ初等学校は韓国で最も教育熱が高いとされるソウル市の江南（カンナム）エリアに位置する初等学校で、「ソウル教師労組」に寄せられた故人の同僚教師からの情報によると、同校には日常的に保護者から苦情が寄せられ、それに悩む教師たちがいたという（「ソウル教師労組」公式 SNS <https://www.instagram.com/p/Cu6ds0pyXb/> 2024年7月1日取得）。

<sup>2</sup> 「教育公務員法第43条」によると教権は尊重されるべきで、教員は専門的地位や身分に影響を受ける不当な干渉を受けない。

位相が弱まり、教権が脅かされるとの見方が強まった（パク、2015）。この頃から、韓国でも教師はサービスを提供する者として位置づけられ、学校改革を主導すべき主人公というよりは、改革される対象として捉えられる傾向が強化された（Hargreaves, 1994; Apple, 2006）。以上の背景を踏まえ、ここ約 10 年の韓国国内の教権関連の研究動向を見てみると、教権の政治的基本権保障に関する研究<sup>3</sup>、教権侵害と被害教師の経験に関する研究<sup>4</sup>、教師の教権侵害からの回復に関する研究<sup>5</sup>、幼稚園・保育園教師の教権意識に関する研究<sup>6</sup>の増加がみられる（イム他、2021）。この研究動向からは、教師の権利を、人権を含めたより広い概念から捉え直すことの必要性があることや、教権侵害を経験した教師が少なくないこと、またその経験からの回復の方途を模索している様子、さらに教権の問題が小中高校を超え、幼児教育機関まで拡張している現状を確認できる。

## （2）困難をめぐる「教師の声」への着眼

教権の中心にあるのは教師であるにもかかわらず、教師を取り巻くさまざまなアクターの声、例えば報道や政策立案、行政、教育研究など教師以外の声が、教師の声を圧倒し、当の教師の声が聞きづらくなっている現状がある。浅井他（2016）は、「教師の声は周囲の声によって覆われやすい」ことに注目している点で韓国の教師の声を考察する上で参考になる。同研究によると、教師の声は、学校内外の支配的な文化を形成する言説によって覆われやすく、学校の内と外で教師の関心、要望、困難などを含んだ声が鮮明に表現され、聞かれるのが難しいという特徴を持つ。研究者が教師の声に耳を傾ける際は、それが一枚岩ではなく多様であることや、個々の教師の声の中にその社会、文化において暗黙化されている価値や視点が内在している可能性があること、つまり「多声性」を帯びていることに注意を向けなければならない。そのような視点に立ち、多様で多声的な教師の声が秘めている「真正な関心(authentic concern)」（Elbaz, 1991）を見つける視点が必要である。今回対象とする韓国の教師たちの声は、教権と関連する、ある初等学校の教師の出来事と、それがきっかけで全国に急激に広がった動きの中で共鳴された声であり、そういった意味で日常的な個人の声とは区別される。しかし、今回の一連の動きの中で表明された教師の声は、教師たちがそれぞれ内に秘めていた個人のストーリーや小さな声が、連帯される形で大きく強い声として表現されている点から、日常の中で長い間蓄積された「教師の強く真正な声」とであると推測することができる。

本稿ではさらに、教師の声を捉える上で「コミュニティ・ナラティブ」の概念を参照する（Rapport, 2000）。「コミュニティ・ナラティブ」は、「支配的な文化のナラティブ」に抗い、それとは異なるかたちで個人のストーリーを構築することを可能にする点で、

---

3 例えば、キム・オンスン（2014）「基本権としての教権に関する論議－教権保護の出発点－」、『韓国教育史学』、第 36 巻 第 1 号、pp. 79-114.

ソン・ヒグォン（2004）「国・公立学校の初・中等教員の政治活動を制限することは憲法に違反するか?」、『教育行政学研究』、第 22 巻 第 2 号、pp. 397-419.

4 パク・ギョンエ・チョ・ヒョンジュ（2015）「教師の学校暴力被害経験による教権侵害の実態と対処過程の研究」、『韓国教員教育研究』、第 32 巻 第 2 号、pp. 93-122.

5 チャン・イルヨン・キ・ヨンファ（著）（2020）「教権侵害を経験した小学校教師の心理的消耗と回復過程」、『教育文化研究』、第 26 巻 第 3 号、通巻 69 号、pp. 239-267.

6 パク・ミヨン・パク・ハンスク（2018）「幼稚園教師の教権および教権侵害に対する認識」、『学習者中心教科教育研究』、第 18 巻 第 8 号、pp. 195-218.

価値や視点の変革が生起する次元である（浅井他、2018）。社会的な文化機関を通して広範に流布し一般的な価値を規定するナラティブを支配的な文化のナラティブ、社会的相互作用やシンボルを通してグループのメンバーで共有される語りをコミュニティ・ナラティブと捉えるなら教師の集会で点在した教師の声が集結したものをコミュニティ・ナラティブと捉え、そのコミュニティ・ナラティブが支配的な文化のナラティブとどのような関係にあり、いかなるダイナミクスを呈しているか観察することが可能である。

### （3）現代の教師の困難に関する国際的な研究

教師の教えること<sup>7</sup>をめぐる困難は、韓国だけが直面している問題ではない。特に日本、韓国、中国などの東アジア地域の教師が昨今の社会的変化の中で最も困難を経験している部分の一つは、伝統的に社会的な権威が付与され、尊敬を受けるのが自然であった「教師」の役割像が変化していることではないだろうか。「長い間当然のように教師に与えられていた特別な権威（久富、2017）」は過去のものになりつつあり、「教師はあらゆる子どもたちから不変の敬意と尊敬をもう得られない（ハーグリーブス、2022）」現状がみられる。東アジアの他の地域にも当てはまることであるが、韓国は学問と道徳を兼備した者としての「師範＝教師」像が強く働いてきた社会である（イ、2002）。教師は知識を提供する道具ではなく、学校内外を問わず、知性、感性、市民性、道徳性において、生徒が現在および未来の生活で見習うべき対象であり関係であった。しかし、資本主義社会において新自由主義が支配的な形で広がると、公共の領域に残っていた初等・中等・高等教育においてさえも、学校外の市場原理が押し寄せるようになり、既存の教師、保護者、生徒の観点の間に齟齬が生まれるようになった（パク、2023）。

このような教師像の大きな転換は、学校構成員の間の関係性の再編をもたらし、さまざまな葛藤の原因になっているとみられる。日本と韓国の教師が経験した「行き詰まり感」（林・青木、2013）や、「教権侵害」（チャン、2021）に関する研究の中には共通的な結果を示しているものもある。例えば教師が最も困難を感じる要因の一つに「保護者との関係性」があること、そのような壁にぶつかったときの抛り所、及び回復の契機となったのが同僚教師との連帯であったこと、今後支援を受けたいと願う対象として管理職の存在を挙げているところで、一致した結果を示す研究を確認することができた。

### 3. 研究の方法

先行研究でも明らかになったように、韓国の多くの教師は、社会の変化および保護者など学校構成員との関係の変化の中で、教師の仕事の本質ともいえる教えることに何らかの困難を覚えている。そのような状況の中で、学校内外で広く使われてきた教権という言葉の意味が問い直されている。これを踏まえ本研究では、ソイ初等学校の教師の事件と関連して教師の直接的な声が読み取れる資料と教権に関する学術資料や行政資料を中心に、韓国の教師が教える仕事と関連して経験している困難を読み取ることを試みた。分析の対象は、教権に関する研究論文、新聞、ニュースなどの報道資料、政府発行の政

---

<sup>7</sup> 本論文での「教えること」という表現は、「教師の教育活動」を広く指すものである。今回の研究対象となった教師の声が、「教師の本業であり専門性の中心である『教えること』がさまざまな要因により阻害されている」ことを強く訴えていたことから、教師の困難とその克服の中心に「教えること」があるという意味で、この表現を用いている。

策文書、教員団体や自治体発行の報道資料や調査結果である。また、よりリアルな教師の声を確認するために、2023年7月から10月にかけて11回に渡り開催された集会の実況中継が視聴できるYouTubeの動画も参考にし、教師集会の中で語られる教師個人のストーリーや、毎回の集会を貫く教師の要望の声を文字に書き出した。収集した資料を精読し、教師の声がどのように表れ、何を語っているかについて検討した。また、コミュニティ・ナラティブと支配的な文化のナラティブという観点から、教師の声がどのように作用するのか分析した。具体的には、まず日常では「覆われやすい教師の声」が韓国社会の表面に現れたことに注目し、教師の声がどのような契機でどのように表現されたかについて検討する。そして教師の声および個人のストーリーが、コミュニティ・ナラティブを形成する様子、また教師集団のナラティブが、法律や制度など支配的な文化に揺さぶりをかける姿を描き出す。最後に、一連の過程で強化された支配的な文化のナラティブとコミュニティ・ナラティブの間にあるズレについて考察する。

#### 4. 結果と考察—教師の声とその社会的な文脈—

##### (1) 点在しながら蓄積されていた教師の集団的な声の噴出

##### ① 点在していた教師の声が集結したきっかけ

以下では、教師の教えることに対する困難を表現する声が集まった背景と、そこに現れる教師の声の特徴を検討する。

2023年7月にソウル市内の自身が勤務する小学校内の教室で亡くなったA先生は、授業中頻繁に起きていた子どもの問題行動と子どもとのトラブル及び、それをめぐる保護者からの苦情で精神的に追い詰められていたと見られている。この事件は当該教師が教師になって2年目の若い教師であったこと、背景に子どもの問題行動や保護者対応による困難があったこと、A先生と同じ学校の同僚たちも保護者対応で困難を抱えていたこと、また、全国に同様の悩みを抱えている教師が多いことが明るみに出たことで、社会的に大きな問題として取り上げられた。社会の各分野で、教権の問題が大きく取り上げられる中、とりわけ特徴的だったのが、全国の教師がこの出来事を機に、これまで蓄積されていた声を出し始めたことである。

A先生が亡くなった7月18日以後、7月22日から10月28日にかけて合計11回、全国の教師及び市民はソウル市内の政府庁舎前や国会議事堂前で集会を開き、教師の業務と地位の確保のための法律改正を含む対応を求めた。この期間全国から集まった参加者数は、主催者側の集計によると最も多い回で約30万人である<sup>8</sup>。主な参加者は幼児教育機関及び小中高校の教師であるが、A先生の遺族、同僚教師、一般の保護者、児童生徒、大学生、大学関係者、政治家、一般市民など幅広い分野からの参加があった。

A先生を追悼することから始まったこの大規模集会は、特定の教員団体ではなく、主にインターネット空間で形成された教師たちの有志によりすべての回が主催された。集会が重ねられるごとに、教員団体や大学教員団体、市民団体などが自主的に動き、教師を支援する共同の声明を次々と発表しているのも特徴的である。韓国の6つの教員団体<sup>9</sup>は共同声明を発表し、「教室で毎日子どもに向き合う教師が、教えることの意味を失わ

<sup>8</sup> 2023年発表教育部によりされた全国の小中高校の教師の数は44万497人である（教育部（2023）『教育基本統計』）。

<sup>9</sup> 教師労働組合連盟、新しい学校ネットワーク、実践教育教師の集い、全国教職員労働組合、良い教師運動、韓国教育団体総連合。

ないように悩み、要求し、権利を実現していく」としながら、「正当な教育活動を保障し、無分別な児童虐待通報から教師を守るための関連法案を即時に改正せよ」と要求した。韓国の主な教員団体が一堂に会し共同声明を出すのは今回が史上初であった。全国教育大学校（初等教師養成大学）の教授協議会も声明を発表し「公教育の崩壊がこれ以上起さないようすべての手段を講じ対応する」と教師たちへの支持と支援を約束した<sup>10</sup>。

## ②教師たちの声、教師たちの要求

11 回に渡る教師の集会は、全国の教師、退職教師、小中高校生、教職課程を履修している大学生、保護者、大学教員などが、それぞれの立場から、A 先生の事件により喚起された教師として教えることの困難をめぐる個人のストーリーを順番に語ることで構成されている。ある初任教師は、子ども間のトラブルがあった際に保護者が教師や校長に過度なクレームを言ってくる場合があるとし、「保護者の行き過ぎた苦情による精神的な被害から教師を守ってください。悪質な苦情を出す人を制御できるシステムをつくってください。私たちが子どもたちに、市民の義務と責任について教えることができるように、まず、教師の尊厳を守ってください<sup>11</sup>。」と訴えた。

小学校教師になって9年目のある教師は、「去年1年生の担任をした際、行き過ぎた苦情に悩まされ、病気休暇を取り、担任の交代まで経験した」として、保護者の苦情や授業を妨害する子どもへの対策がない学校システムの問題を指摘した。この教師は悩みを抱えながらも、「子どもたちへの申し訳なさと、同僚に無能な教師として映るのを恐れ、他の人にあまり相談もできずに一人で不安を解消しようとした」、「夜眠れなくても、子どもたちに対する責任を感じ毎日出勤していた」、「このようなことは少数の教師だけが経験することではなく、現在多くの教師直面している現実」と述べた<sup>12</sup>。

地域の教師とともに、バスを貸し切って集会に参加したあるベテラン教師は、「私たちは『教権』の保障と保護のためにここに集まり声をあげているが、『教権』の明確な意味は合意されていない」と訴え、教師の言葉で、教権の意味を考え、語ることが重要であると述べた。そして教権の保障のためには「教育専門家としての権利」と「教師が一人の人間として基本的に持つべき権利」が最低限保障されるべきだと主張していた<sup>13</sup>。

この集会では教師の様々な困難を含む個人のストーリーが語られたが、教師たちの声を貫いているのは「十全に教えることができる正常な教育環境を確保してほしい」、つまり「安全で安心できる環境で子どもたちとよい授業がしたい」というものであった。具体的な対策として、児童虐待処罰法の改正<sup>14</sup>、苦情窓口の開設を含む、教育部の教師の保

<sup>10</sup> 「安全な教育環境のための法改正を求めるソイ初等学校教師追悼集會（第4次集會）」、オーマイ TV (YouTube チャンネル)、2023 年 8 月 12 日公開、2024 年 5 月 1 日取得。

[https://www.youtube.com/live/kR4BiulYnWg?si=P9DvoGI54\\_PQaXWu](https://www.youtube.com/live/kR4BiulYnWg?si=P9DvoGI54_PQaXWu)

<sup>11</sup> 「ソイ初等学校教師追悼式及び教師生存権のための追悼集會（第1次集會）」、オーマイ TV

(YouTube チャンネル)、2023 年 7 月 22 日公開、2024 年 5 月 1 日取得。

<https://www.youtube.com/live/O1qDN-FOTIM?t=2591s>

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 「ソイ初等学校教師追悼集會『教師と子どものための教育権を確保しよう』（第3次集會）」、オーマイ TV (YouTube チャンネル)、2023 年 8 月 5 日公開、2023 年 9 月 23 日取得。

<https://www.youtube.com/watch?v=V9Vs9zv7s2A&t=2771s>

<sup>14</sup> 2014 年に児童虐待処罰法が導入された際、その対象が広く設定され教師も告発の対象となった。

護体制の確保、教師を専門家として尊重する社会的な認識の向上などが要求された。

## (2) 教師の声を受けた法律改正－「教権保護5法」の確立－

上記のような、全国の教師の強力な訴えと世論の形成は、迅速な法律改正の動きへとつながった。教権に関する法律の改正は、約2カ月という短期間で行われた。教師の声を受け、国会と政府、地方教育庁は、与・野党、政府、地方教育監の4者協議体を構成、運営した。また、教育部は法務部を始め関係中央行政機関と継続的な協議を行うなど、迅速な教権保護立法を推進した。そして、「教権保護4法改正法案」（「教員地位法」、「初・中等教育法」、「幼児教育法」、「教育基本法」）について5回の国会教育委員会法案審査小委員会を経るなど立法手続きを経て、2023年9月21日、国会本会議で同法の改正案が最終的に通過した。これに加え、「児童虐待犯罪の処罰などに関する特例法」の改正案も同年12月8日に国会を通過し、教権関連の合計5つの法律改正が行われた。

これに対して、教員団体は歓迎の声明を発表した。最大の教員団体である韓国教員団体総連合会は、「無分別な児童虐待の通報や悪質なクレームから教師の教育活動や生活指導を保護し、さらに児童生徒の学習権を保障する法的基盤が整えられた」<sup>15</sup>と評価した。

「教員地位法」、「初・中等教育法」、「幼児教育法」および「教育基本法」など「教権保護4法の改正案」には、①教師を対象とした無分別な児童虐待通報からの保護、②保護者の悪質なクレームから教師の教育活動を保護、③保護者の権利と責任のバランスのための義務付与、④被害教師の確実な保護および加害学生への措置の強化、⑤政府の責任と行政支援体制の強化、⑥幼児の生活指導権限の明示などが含まれる。

また、12月に国会を通過した「児童虐待犯罪の処罰などに関する特例法」の改正案は、教師の正当な教育活動と児童生徒への生活指導は児童虐待とみなさないという内容を含んでいる。児童虐待に関する法律の改正は教師たちにとっては近年切実な問題となっていた。今回の教師の大規模集会で、点在していた教師の声が集まる一つのポイントになったのも「正当な教育活動にもかかわらず、保護者等から、児童虐待として教師が通報されるケースを多くの教師が既に経験したいたこと」が挙げられている（パク、2023）。

今回の「教権保護5法」の改正は、全国の教師と市民の声の集結が起爆剤となり短期間で成し遂げたもので、教師の教育活動を保障し、保護する上で有意義なものとして評価される。主な意義として、保護者の役割を再定義したことを挙げることができる。保護者は児童生徒個人の保護者であるだけでなく、教師の教育活動を尊重し、他の児童生徒の権利をも考える「教育共同体の保護者」の役割を持つと明示した（イ、2023）。正当な教育活動に対しては教師を通報できないようにし、管理職と行政の教師の保護に対する義務を強化する項目が追加された。また、被害に遭った教師の保護及び回復対策を強化することと、すべての児童生徒の学習権と保障する観点も強化されたと評価されている。

教師の声が動力となった法律の改正は肯定的に評価できるが、法律の整備が教師の仕事の保障に直結するとは限らない。さらに、今回の一連の動きの中で、肯定的とは言えない傾向も確認できる。たとえば、教権の保護や保障を強調するあまりに、「教師対保護者」または「教権対児童生徒の権利」という対立構造の語りが強化された。「教師対保護者」の構図に関しては、今回の教師の声の集結を呼んだ出来事に「教師が保護者の過剰

<sup>15</sup> 韓国教員団体総連合会（2023年9月21日）『「教権保護4法」国会本会議通過に関する見解』

な苦情に苦しんだ」という要素が含まれていたことに加え、近年教権侵害の事例として語られることが多かったために「教師と対立する保護者」という構図が過度に焦点化された側面がある。実際行き過ぎた苦情を呈する保護者は一部に過ぎないにもかかわらず、保護者全体が「公共の敵」（ピョン、2023）として語られ、保護者の健全な教師とのやり取りや学校参加さえも委縮する雰囲気生まれているという。また、「児童生徒に権利を与えすぎた結果、教師の権威が失墜している」という言説も強化され、生徒の尊厳と権利を保障するために制定され2010年度から一部の自治体で施行されていり「生徒人権条約」が廃止に追い込まれている。ソウル市議会は2024年4月26日「ソウル市生徒人権条例廃止条例案」を全会一致で通過させ、ソウル市教育庁はこれに強く反発している<sup>16</sup>。

### （3）教師の声とそれを取り巻く社会とのズレ—教師たちが求めているものは何か—

教師たちの強力な声によって、教権保護の法律整備と意識が高まった。しかし、韓国で教権を保護するための政策や法律が整備、施行されるのは今回が初めてではない。これまでも数々の教権回復のための施策が制定、運営されてきたが、新しい施策が導入されるほど、教師の仕事は困難になる「逆説的な現象」が起きている（チョン、2023）。教師の役割や権限を増大させるための政策が施行されるほど、教師は自身の役割に混乱を覚え、また、教権を保護するための新しい政策が導入され、推進されるほど、教権侵害の要因がさらに複雑になり教師が働きにくい状況生まれる傾向がある。そこでもう一度、教師が教える仕事を十全に行えるために、何を求めているのか、その要求の内容に耳を傾ける必要がある。以下では、教権に関する研究や調査、報道資料を中心に、教師が自身の教育活動に関してどのような希望や要望を持っているのかについて検討する。

#### ①保護者との安全で安心できるコミュニケーションへの要望

韓国で起きた教権をめぐる動向の中で、教師と保護者の対立的な構図が形成されたことを指摘した。しかし葛藤の内側を観察すると、学校の機能や教師の役割に対して、教師と保護者の認識と期待の間にズレが存在することを確認できる。例えば、小中高校の保護者5538名と教師966名に「お互いを信頼または不信する理由と相互の信頼を高めるための方法」を尋ね、記述式回答に現れた単語の頻度を分析した調査によると、教師も保護者も信頼を回復することを希望しておりその手段として健全なコミュニケーションを希望していた（イ他、2022）。ただし、保護者の方は信頼構築の方法として、「対面による相談」、「教師とのコミュニケーション」、「（教師から子どもへの）関心・愛情」などを希望する傾向があり、教師は「親とのコミュニケーション」、「教権の強化と保護」、「相談窓口の設置」を望んでいた。保護者は教師と積極的な、対面によるコミュニケーションを望む一方で、教師は安全な方法で話し合いたいという希望が現れていた。「コミュニケーション」という共通項はあるが、希望する方法においては差異が見られたといえる。

教師が保護者との間で一定の距離を取りながらコミュニケーションしたいと願う背景には、「保護者によるわが子への要望」に頻繁に露出されることが、教師にとって大きな負担になるからである。しかし、保護者が「ケア、相談、進路」など、わが子に合わせた教育及び指導を要求することを、単に「現代の保護者が、教師を『サービス提供者』

<sup>16</sup> ソウル市教育庁 2024年4月26日「ソウル学生人権条例廃止反対に関する教育監立場文」

と捉える新自由主義的な教育観を持っているから」と片付けられない社会的な背景がある。OECD加盟国中最低の合計特殊出生率を示す韓国はもはや、「誰もが何人も子どもを産む時代」ではなくなっている。少ない子どもを「注意深く育てられるべき一つのプロジェクト」(Lareau, 2003)と捉え、親もその資源と労力を最大限投資し、慎重に子育てをする文化が形成されつつある(朝比奈, 2024)。またこのような保護者の要望に合わせて、あらゆる選挙の公約や教育政策は、たびたび「教育と保育の責任は政府が負う」、「隙間のないケアを実践する学校」、「個に応じたオーダーメイド教育」などのキャッチフレーズを掲げている。しかし教師の視点からみれば、そのような学校と教師の役割は、教師と合意されたものではない。教師は自身の専門性を「授業専門性」に主に求めるのに対し、保護者は「ケア、コンサルティング、個別対応」などに合わせているというズレが、教師と保護者のコミュニケーションを難しくしている(ピョン, 2023)。

### ②教師の教えることを守り、支える学校コミュニティへの要望

個別化された保護者の要望を受けた際、多くの学校は、学校レベルで対応するのではなく、教師個人の経験や力量に頼り、対処していることが指摘されている。要望への対応を、教師個人に任せた結果、若手の教師だけではなく、ベテラン教師たちも児童生徒や親と「距離を置く」ようになったという声も聞かれる。20年の経歴を持つある高校教師は、「今年から初めて業務用の携帯を持ち始めた」という。「周りの教師たちが業務用の携帯を持ち始め、勤務時間外の保護者や生徒との接触を最小化する姿を見て、最初はそこまでやる必要はないと思っていた。しかし、今回の悲劇的な事件に接し、自分も保護者とのコミュニケーションを最小化しようと考えた」としている(ピョン, 2023)。

また、教権侵害を受けた経験がある教師に対する質的研究によると、生徒や保護者との関係性の悪化で教育活動に困難を感じた時、同僚教師や管理職に助けを要請したが、「提示された方法(教権委員会の開催など)は解決に役に立たない場合が多く、十分な共感と積極的な支持を得られなかった。」という教師の語りが確認できた(キム他, 2020)。このようなプロセスの中で、教師は学校コミュニティに頼ることができず、疎外感を抱き「誰も助けてくれないので、一人で対処するしかない」という思いを強めていく。一方、教権侵害を乗り越えた教師の特徴として「周辺の同僚教師または管理職との信頼関係が形成されている場合、よりスムーズに問題を解決できた」とされている。特に管理職は教権侵害による教師の困難を解決する最も直接的で重要な存在であると教師たちは考えている(キム他, 2020)。

### ③現代の「教師の専門性」とは何か—教師アイデンティティの混乱と模索—

上述の「教権侵害」の経験を持つ教師の経験の研究の結果は、「教権の侵害を受けているのかもしれない」と教師が自覚し始めた時、既に解決は難しいレベルに到達し、教師たちは「無力感」を感じやすいことを示している。自分では解決が難しい壁にぶつかり同僚や管理職からも支援を受けられなくなった時、教師は自身の仕事に対して懐疑の念を持つとされる。それは、「保護者と生徒たちの信頼を受けられない状況で、教師に何ができるのだろうか」という懐疑の念である。教師たちは自身の専門性と考えていた「授業における専門性」や「生徒に教育的に肯定的な影響を与えること」が実現困難になると、教師の専門性とは何か、という根本的な問いに立ち返ることになるのである(キム他, 2020)。教師は保護者が期待する専門性と教師自身の考える専門性とのズレ、教育政

策が標榜する学校や教師の役割と個々の教師または学校が考える役割など多層的なズレの中で教師の専門性及び役割の混乱を経験しているとみられる。

## 5. 総合的考察

本稿では、韓国で近年広範に語られる教権という言葉に注目し、教師の経験する困難がどのように語られているのかについて、韓国の社会的な文脈に沿って検討した。その結果、次の3点が特徴として浮かび上がった。

第一に、多くの教師は、教える上での権利や権威にかかわる困難のストーリーを内なる声として持っていた(図 1-A)。その点在していた声が A 先生の出来事をきっかけに開かれた全国の教師の大規模集会を通して集結し、発せられ、大きなコミュニティ・ナラティブを形成した(図 1-B)。教師の集会では全国の教師のそれぞれの経験が語られた。その経験を貫くコミュニティ・ナラティブは「私たちは教えたい。教えることを侵害する環境から私たちを守ってほしい」というものである。第二に、教師のコミュニティ・ナラティブは社会全体に響き、近年の学校と教師の役割として語られる「学校と教師は子どもや保護者の個別のニーズに応えなければならない」といった支配的な文化のナラティブに揺さぶりをかけた。この強い声は、A 先生の出来事から僅か約 2 か月で「教権保護に関する 5 つの法律の改正」と教権保護ための行政、制度整備をもたらし、社会全体における教権保護の意識を高めることにも寄与した(図 1-C)。しかし、教師の声が社会全体の議論を呼び、制度や法律が変更される中で、意図せざる作用が起きていることも確認できた。例えば、今回重点的な問題となった教師と保護者との関係がクローズアップされ、保護者が過度に敵対的に取り上げられたことで、本来は協力の道を探るパートナーである保護者と教師の間の対立の構図が強化された。また、「教権対生徒の人権」という本来は対立しないものが、対立関係にあるかのように議論され、生徒人権条例の廃止の動向を招いている現状も指摘した(図 1-D)。第三に、「教師たちの集結した強い声」としてのコミュニティ・ナラティブの内側には、社会的に形成されてしまった「敵対的な保護者」や「生徒の人権との対立」とは異なる教師の声及び要望が存在していた。その要望とは保護者との健康で安心できるコミュニケーションを取りたいというものや、無力感を感じた際に、同僚教師や管理職から支援を受けたいという、「つながり」を志向しているものであった。しかし教師たちはさまざまな場面でこの「つながり」が失われる現実に直面していた。

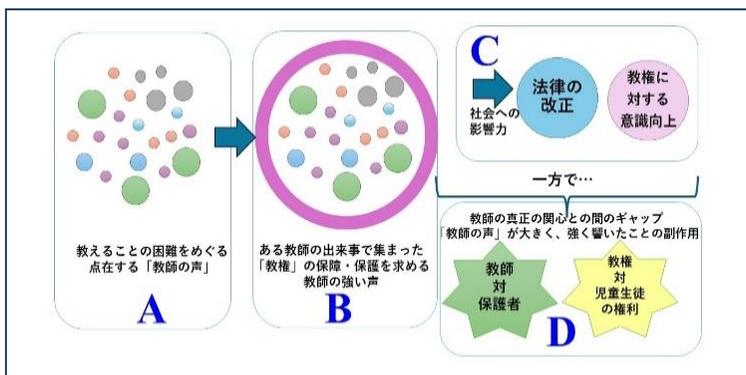


図 1 韓国の教権をめぐる教師の声の概念図

本論文の示唆は大きく2点にまとめられる。第一に、今回の検討対象の教師の声から読み取れた困難の核心に、「私たちは教えたのに、安心して教えることができない」という声があることを明らかにしたことである。大規模集会のスローガンでもあった「私たちは教えた」、「私たちが専門家だ<sup>17</sup>」という声は、教師の本業は教えることであり教師は専門家であるという自明の事実を、改めて社会に訴えなければならないジレンマを表している。二つ目に、教権の意味を再考する必要性を提起した。教権という言葉は、教師の権利と権威という意味で韓国では広く用いられているが、教師の仕事の本質的な側面、つまり教師の専門性や教師と子ども、保護者との教育的関係性、子どもの豊かな学習など教師の専門的で積極的な役割を論じるための概念になっておらず、最も消極的な教師の権利の保護を議論するための言葉に留まっている。また、教師の声の力強い集結が社会に及ぼした影響は大きく、迅速に行われた法律改正も評価に値するが、このような制度や法律の文法と、教師の教えることに対する真正な関心や要望に基づいた「現場の文法」(小田、2020)とのズレを埋めていく視点が必要である。

最後に残された課題として、本研究では、直近で起きた事象を研究対象とし、社会的な文脈の中にある教師の困難を描くことに焦点を置いたため、教師の集合的な声と、既に資料や研究で取り上げられている教師の声を中心に検討した。そのため教師個人のストーリー及び声に詳細に耳を傾けることはできなかった。教師の教える仕事の困難とその保障のための課題を、教師個人の声から読み取る作業も今後行っていきたい。

## 参考文献

日本語

- 浅井幸子・黒田友紀・杉山二季・玉城久美子・柴田万里子・望月一枝編著 2016 『教師の声を聴く：教職のジェンダー研究からフェミニズム教育学へ』, 学文社。
- 浅井幸子・黒田友紀・金田裕子・北田佳子・柴田万里子・申智媛・玉城久美子・望月一枝 2018 「小学校の改革における教師のコミュニティの形成 —『できない』という教師の語りに着目して—」, 『日本教師教育学会年報』第27号, pp. 110-121。
- 小田郁予 2020 「変動社会における教員文化—教師の責任・アイデンティティ・協働の変遷から探る今日的課題—」, 『東京大学大学院教育学研究科紀要』第59巻, pp. 231-239。
- 久富善之編著 2008 『教師の専門性とアイデンティティ—教育改革時代の国際比較調査と国際シンポジウムから—』, 勁草書房。
- 久富善之 2017 『日本の教師、その12章—困難から希望への途を求めて—』, 新日本出版社。
- 佐藤学 2024 「持続可能な未来に向けた学びの共同体」, 『比較教育学研究』第68号, pp. 91-111。
- 朝比奈祐揮 2024 「うちの子は特別だから—少子化、独自性、韓国の『教権崩壊』—」, 『世界』2024年2月号, pp. 162-171。
- ハーグリーブス, A.・フラン, M 著・木村優・篠原岳司・秋田喜代美監訳 2022 『専門職としての教

---

17 「『現場の声を反映せよ。』国会立法要求及びソイ初等学校教師追悼(第6次集会)」, オーマイTV (YouTubeチャンネル), 2023年8月26日公開、2024年7月3日取得。  
[https://www.youtube.com/watch?v=6ZXwfOO\\_piY&t=715s](https://www.youtube.com/watch?v=6ZXwfOO_piY&t=715s)

師の資本—21世紀を革新する教師・学校・教育政策のグランドデザイン—, 金子書房。  
林裕子・青木真理 2013「小学校教師の『行き詰まり感』に関する研究 I: 福島県の小学校教師への意識調査」, 『福島大学総合教育研究センター紀要』第15号, pp. 1-8。

#### 韓国語

- イ・ジョンイ・キム・ジョンミン・オム・スジョン・ホン・ヘヨン 2022『保護者と教師の相互信頼向上策』, 京畿道教育研究院。
- イ・ドクナン 2023「教権保護4法改正の意味と教育活動保護の法的課題の分析」, 『教育法学研究』第35巻第3号, pp. 27-54。
- イ・ヒョッキュ 2002「韓国教育の伝統と師範—師道—教師像」, 『初等教育研究』第12号, pp. 55-73。
- イム・ジョンミ、ユ・ギウン著 2021「教権関連研究の動向分析—最近10年間(2011-2020)の国内学術誌を中心に—」, 『韓国教員教育研究』第38巻第3号, pp. 251-275。
- キム・スホン 2016「教育共同体の実現のための法的考察—教権保護を中心に—」, 『公法研究』第45巻第1号, pp. 451-483。
- キム・ナヨン・ホン・ミヨン 2020「トピックモデリング手法を用いた教師の権利侵害に関するニュース記事の分析」, 『教師教育研究』第59巻第3号, pp. 475-496。
- 教師労働組合連盟 2023『第42回教師の日記念教師労組連盟教育現場認識調査概要報告書』。
- ソウル大学教育研究所編 1995『教育学用語辞典』, ハウ。
- チャン・セリン・チョン・ユンギョン 2021「教権侵害を経験した小学校教師の回復過程に関するオートエスノグラフィ」, 『質的探求』Vol. 7 No. 3, pp. 231-265。
- チョン・ウヒョン 1988「教権の確立と教職の自律性」, 『教育学研究』第26巻第2号, pp. 15-22。
- チョン・ジェサン 2023年5月24日「『危機の教権』②増加する教権侵害事件、これまでどのような立法活動が進行されたか」, 『教育プラス』。
- パク・サンワン 2015「新自由主義教育改革における教職の専門性」, 『教員教育』第31巻第1号, pp. 227-245。
- パク・ジェウオン 2023年9月「教育権の回復のために何をすべきか」, 『教育を変える人々』。
- ピョン・ジンギョン 2023年8月23日「保護者はなぜ公共の敵となったのか」, 『シサイン』。
- ファン・ジュンソン 2014「法制的次元から見た教権の意味」, 『教育哲学』第52巻, pp. 55-79。
- ホン・シンギ 2014「主要国の教権保護策に関する事例研究」, 『学習者中心教科教育研究』, 第14巻第11号, pp. 21-48。

#### 英語

- Hargreaves, A. (1994) *Changing Teacher, Changing Times: Teachers' Work and Culture in the Postmodern Age*, London: Cassell.
- Apple, M. W. (2006) *Educating the Right Way: Market, Standards, God and Inequality (2nd ed.)*, New York: Routledge.
- Elbaz, F. (1991). Research on teacher's knowledge: The evolution of a discourse. *Journal of Curriculum Studies* 23(1), 1-19
- Lareau, A. (2003). *Unequal Childhoods*. University of California Press.
- Rappaport, J. (2000). Community Narratives: Tales of Terror and Joy. *American Journal of Community Psychology* 28(1), pp. 1-24.